も不結果に落ち入る事は止むを得ない現像である吾等茲に時代の進展と産業界の發展にかゝはらず吾等の向上を計らば無定見なる企業家のみに事業の經營を一任する事は許されなくなつた茲に吾等の團結に依つて左の各項を要求するのである。

要求事項

一、日本勞働總同盟加盟組合ヲ公認シ組合ノ解雇傭入其他勞働條件ニ關スル一切事項ヲ團体交渉ニスル事

二、賃銀ヲ左ノ額ニ增加スル事

二圓以下――四拾錢　三圓以下――三拾錢

三、解雇及退職手當ノ制定

四、一日八時間又ハ一週四十八時間制ノ勞働時間ノ原則ヲ採用スル事

五、差別主義ヲ撤廢スル事

六、衞生設備ヲ完成スル事

財團法人協調會大阪支所